

## 神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、受水槽水道の維持管理について、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、環境衛生上必要な事項を定めることにより、安全で衛生的な飲料水の確保を図り、もって利用者の健康を保護するとともに、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受水槽水道 簡易専用水道および小規模受水槽水道をいう。
- (2) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- (3) 小規模受水槽水道 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする給水設備を設けて飲料水を供給するもののうち、法の適用を受けないものをいう。
- (4) 給水設備 貯水槽を設けて飲料水を供給するための設備であつて、貯水槽、給水管及びこれらに付帯する用具の総体をいう。
- (5) 貯水槽 受水槽、高置水槽及び圧力水槽をいう。
- (6) 受水槽 水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽をいう。
- (7) 設置者 受水槽水道の所有者又は所有者以外の者で、当該給水設備の管理について権原を有する者をいう。
- (8) 管理者 設置者の委託を受けた者等受水槽水道の維持管理に直接携わる者をいう。
- (9) 検査機関 法第34条の2第2項の規定に基づいて厚生労働大臣の登録を受けた検査機関をいう。

### (届出)

第3条 設置者は、受水槽水道の設置に関して保健所長に届け出るものとする。ただし、当該届出について、水道局を経由して送付を受けた場合についても、保健所長あてに届け出られたものとみなす。

2 設置者は、前項に掲げる届出事項の変更、若しくは廃止の場合は、当該変更等について保健所長に届け出るものとする。ただし、当該届出について、水道局を経由して送付を受けた場合についても、保健所長あてに届け出られたものとみなす。

3 設置者は、当該受水槽水道の使用を休止し、又は再開したときは、当該事実が発生した日から起算して1か月以内にその旨を保健所長に届け出るものとする。

### (小規模受水槽水道の設置者等の責務)

第4条 小規模受水槽水道の設置者及び管理者は、次の各号に掲げる管理基準を遵守し、給水設備の維持管理を行うとともに、この要綱に基づいて行われる指導に協力するものとする。

- (1) 貯水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
- (2) 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、給水設備の定期的な点検、補修等必要な措置を講じること。

(3) 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、必要な事項について速やかに水質検査を行うとともに、その原因究明に努めること。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させるとともに、保健所長にその旨を通報すること。

(小規模受水槽水道の管理状況の定期検査)

第5条 受水槽の有効容量の合計が3立方メートルを超える小規模受水槽水道の設置者は、給水設備の管理状況について、毎年1回以上定期に検査機関の検査を受けるものとする。

2 受水槽の有効容量の合計が3立方メートル以下の小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定に従い、給水設備の管理状況の定期検査を受けるように努めるものとする。

3 第1項に規定する定期検査の内容は、別に定める点検項目のとおりとする。

(帳簿書類等の設置及び保存期間)

第6条 受水槽水道の設置者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める帳簿書類等を当該受水槽水道所在地の事務所等に設置し、保存するものとする。

(1) 永年保存すべき帳簿書類等

- ア 受水槽水道の設備の配置及び給水・排水系統を明らかにした図面
- イ 貯水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面

(2) 3年間保存すべき帳簿書類等

- ア 法第34条の2第2項及び前条に規定する管理状況の定期検査に関する書類
- イ 貯水槽の掃除に関する記録
- ウ 給水設備の点検その他受水槽水道の維持管理に関する記録

(衛生指導等)

第7条 保健所長は、設置者に対して、受水槽水道の維持管理について衛生上の正しい知識の普及を図るとともに、必要な指導を行うものとする。

(適合証の交付)

第8条 保健所長は、法第34条の2第2項又は第5条第1項及び第2項に規定する管理状況の定期検査を受検し、点検項目全てに適合する受水槽水道に対し、受水槽水道管理状況適合証を交付するものとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は主管局長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(神戸市簡易専用水道管理指導要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 神戸市簡易専用水道管理指導要綱（昭和55年1月19日助役決定）

(2) 神戸市小規模受水槽水道衛生管理指導要綱（平成5年12月17日市長決定）

附 則（第1次改正）

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年3月31日から施行する。

附 則（第2次改正）

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（第3次改正）

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

## 神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第9条に基づく施行細目

### (目的)

第1条 この細目は、「神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱」(以下「要綱」という。)の定めるところにより、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (届出)

第2条 要綱第3条第1項に規定する受水槽水道の設置の届出及び要綱第3条第2項に規定する届出事項の変更の届出は、様式第1号の受水槽水道設置届により行うものとする。

2 要綱第3条第2項に規定する受水槽水道の廃止の届出は、様式第2号の届書により行うものとする。

3 要綱第3条第3項に規定する受水槽水道の休止、再開の届出は様式第3号の届書により行うものとする。

### (検査機関)

第3条 要綱第2条第9号に定める検査機関(以下「検査機関」という。)は、要綱第5条第1項及び第2項に規定する検査又は水道法第34条の2第2項に規定する検査を終了したときは、検査の実施状況を様式第4号及び第5号により四半期毎に保健福祉局長あて報告するものとする。ただし、検査の結果、特に衛生上問題があると認められる施設については、設置者等の了解を得たうえ、直ちにこれを保健所長あて報告するものとする。

2 検査機関は、保健所長の行う衛生指導等に協力し、管理状況の定期検査の実施等受水槽水道の維持管理に関する啓発活動に努めるものとする。

### (定期検査の内容)

第4条 要綱第5条第3項に規定する別に定める点検項目は、別表に掲げるとおりとする。

### (適合証の交付)

第5条 要綱第8条に規定する受水槽水道管理状況適合証は様式第6号のとおりとする。

## 附 則

### (施行期日)

この細目は、平成11年4月1日から施行する。

### (施行期日)

この細目は、平成16年3月31日から施行する。

(施行期日)

この細目は、平成31年4月1日から施行する。

(別 表)

検査事項			No	判定基準
受水槽	1 水槽の周囲の状況		1	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
			2	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
			3	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
	2 水槽本体の状態		4	内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
			5	亀裂箇所がないこと。
			6	漏水箇所がないこと。
			7	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。
			8	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
	3 水槽上部の状態		9	水槽上部は水たまりができる状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。
			10	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。
			11	水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
	4 水槽内部の状態		12	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。
			13	清掃が年1回定期的に行われていることが明らかであること。
			14	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。
			15	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
			16	流入口と流出口が近接していないこと。
			17	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
			18	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。
施設及びその管理の状態に関する事項	5 水槽のマンホールの状態		19	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。
			20	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
	6 水槽のオーバーフロー管の状態		21	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。
			22	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
			23	網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
			24	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
			25	管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。
	7 水槽の通気管の状態		26	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。
			27	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
			28	網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
			29	通気管として十分な有効面積を有するものであること。
	8 水抜管の状態		30	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
			31	管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。
高置水槽	1 水槽の周囲の状況		32	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
			33	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
			34	水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと。
	2 水槽本体の状態		35	内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
			36	亀裂箇所がないこと。
			37	漏水箇所がないこと。
			38	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。
	3 水槽上部の状態		39	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
			40	水槽上部は水たまりができる状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。
			41	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。
			42	水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
			43	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。
	4 水槽内部の状態		44	掃除が年1回定期的に行われていることが明らかであること。
			45	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。
			46	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
			47	流入口と流出口が近接していないこと。
			48	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
	5 水槽のマンホールの状態		49	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。
			50	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。
			51	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
	6 水槽のオーバーフロー管の状態		52	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。
			53	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
			54	網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
			55	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
			56	管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。
			57	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態であること。
	7 水槽の通気管の状態		58	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
			59	網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
			60	通気管として十分な有効面積を有するものであること。
			61	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
	8 水抜管の状態		62	管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。
			63	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
	9 給水管等の状態		64	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。
水質検査	10 臭気		65	給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。
	11 味		66	給水栓における水に異常な味が認められないこと。
	12 色		67	給水栓における水に異常な色が認められないこと。
	13 色度		68	給水栓における水の色度が5度以下であること。
	14 濁度		69	給水栓における水の濁度が2度以下であること。
	15 残留塩素		70	給水栓における水に残留塩素が検出されること。
書類検査	16 書類の整理保存の状態		71	受水槽等の設備の配置及び系統を明らかにした図面が適切に整理及び保存されていること。
			72	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平図面が適切に整理及び保存されていること。
			73	水槽の掃除の記録が適切に整理及び保存されていること。
			74	その他の帳簿書類が適切に整理及び保存されていること。